

W01064968号-0

平成 18 年 6 月 19 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)
 代表取締役 クリス ウォルター



平成 18 年度 第 1 回定期監査 報告書

(全体総括)

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付4-108
監査名	平成 18 年度 第 1 回定期監査
監査対象部門	品質保証室、安全技術室、業務管理室、経営企画室、広報・地域交流室、再処理事業部、濃縮事業部、埋設事業部
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館、再処理事務所 及び 濃縮・埋設事務所
監査実施日	平成 18 年 5 月 18 日 ～ 6 月 2 日 (断続的に 10 日間)
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 、 <input type="text"/>

2. 監査対象部門及び監査の視点

2.1 監査対象部門

平成 18 年度 第 1 回定期監査は下表に示す 4 グループ別を実施した。

グループ	監査対象部門
(その 1)	「室」部門 (品質保証室、安全技術室、業務管理室、経営企画室、広報・地域交流室)
(その 2)	再処理事業部
(その 3)	濃縮事業部
(その 4)	埋設事業部

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

Form 1124 (2005.02)

注記:個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)

2.2 これまでの監査経緯

今回の監査視点を後述するが、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

(1) 第1回定期監査(平成16年度第1回)

日本原燃株式会社殿の品質保証体制の確立に係わる改善策(以下、「改善策」という)が、その実行の規範となる規定文書類に適切に反映されているか否かを評価した。

対象部門は、「改善策」の直接的展開部門である「室」及び再処理事業部とした。

(2) 第2回定期監査(平成16年度第2回)

監査対象に「改善策」の水平展開部門である埋設事業部及び濃縮事業部を加え、次の視点で監査を実施した。

■ 「室」及び再処理事業部

両部門の品質保証活動が、「改善策」を反映した規定文書類の手順に従って的確に実行されているか否かを評価した。

■ 埋設事業部及び濃縮事業部

① 再処理事業部で策定した「改善策」の水平展開として、当該「改善策」を濃縮／埋設事業部の既存の規定類に追加する必要性の有無について両事業部が検討した結果の妥当性を評価した。

② 品質保証活動の基本事項である、品質目標の設定／展開状況及び事業部長レビュー状況を評価した。

(3) 通算第3回定期監査(平成17年度第1回)

上記第2回目の監査で対象とした活動内容が維持・継続・改善されているか否かを観察する中で、それぞれの活動項目におけるPDCA(計画、実行、監視評価、改善)の展開度の確認に注力した。

(4) 通算第4回定期監査(平成17年度第2回)

「改善策」として取り上げられた事項を中心にして、監査項目を任意抽出する態様を取り、品質保証活動のPDCAの展開継続状況の確認を行った。

2.3 平成18年度第1回定期監査(今回)の視点

上記の経緯を踏まえ、今回は以下の監査視点を定め、監査を実施した。

これまでに4回の定期監査が実施され、「改善策」の実施状況についてはPDCAが一巡し、この過程を通じて常時の品質保証活動にPDCAを意識する機運が根付きつつある。また、業務を個人の温度差なく的確に実施するための規定文書類も充実してきた。

そこで、今回の定期監査では、従来の横系的な(項目ごとの)監査だけでなく、縦系的な監査(業務プロセスを対象にした監査)を取り入れて、表1に示す項目の中から監査対象を選択することとした。但し、監査過程では、常に「改善策」を念頭に置くものとした。

表1 実地監査の対象項目と注力点

A	(大小を問わず)何らかの工事発注から検収に至る一連の活動に関する監査
	注力点： ①仕様書の作成・承認、②発注先からの提出図書のレビューと承認、③文書管理、④製造段階の管理(記録確認、立会など)、⑤不適合管理、⑥検収、⑦関連記録の整備、等
B	何らかの範囲の運転・試運転行為に関する監査
	注力点： ①実施要領書の策定、②その改正、③管理監督状況、④作業員からの記録、⑤その点検・承認、⑥関連部門との連携、⑦発生したトラブル(ヒヤリ・ハットを含む)の報告と評価、⑧改善への取組み、⑨完結段階での記録の整備・保管、⑩規定類の改正要否の検討、等
C	何らかの保守・保修活動に関する監査
	注力点： ①実施要領書の策定、②その改正、③外注を使用した場合は管理監督状況、④作業員からの記録、⑤その点検・承認、⑥改善への取組み、⑦終了段階での記録の整備・保管、等
D	品質保証活動として重要な事項に関する監査
	①事業部長レビュー、②教育・訓練、③不適合(システム不適合を含む)及び是正処置、④内部監査、⑤調達先管理、⑥品質記録、等

表1におけるA、B、C項は、プロセス監査と称するものであり、各部門の定常業務の流れの一区切りを対象として実地監査を行うものである。当該業務を遂行する過程で、各種の規定文書類の定めを適格に適用しているか否かを検証することが目的である。

3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査に大別される。

文書監査は、意図する品質保証活動の理念や実行手順が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。これまでの定期監査の過程で既に多くの規定文書類を文書監査対象にしてきたので、被監査部署に新規制定又は改正された規定文書類(規程、要則、要領、細則、マニュアル類)がある場合のみ紹介を受けることとした。

実地監査は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、監査対象部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス(帳票・記録類)の提示を求めると共に、説明を求めた。説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

今回から取り入れたプロセス監査は基本的に実地監査に属するが、格好のプロセス監査対象がない部門に対しては、表1のD項を適用した一般監査を行うこととし、該当する活動の品質記録の閲覧とヒヤリングを行いつつ、PDCAの展開継続状況が維持されているかを監査した。

監査は、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応し、監査ポイントの欠落防止に努めた。

4. 評価の基準

■**文書監査**では、次のいずれかを基準とした。

- ① 品質保証活動への要求事項として策定された「改善策」*
*：「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)」の添付17に示される「品質保証体制の改善策の具体的内容」
- ② JEAC 4111-2003
- ③ 監査対象としている社内規定の上位規定及び関連規定類

■**実地監査**では、品質保証に係る活動の実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、当該実行行為を律している規定文書類の最新版を監査基準とした。

5. 監査結果の評価表示

監査結果は下記の区分で表示することとした。なお、監査結果の表示において下記に該当する記載がない場合は、「良好」とみなすものとした。

区分	定義
指摘事項	要求事項が実践・実行されていない事項。不適合であり是正が必須。
観察事項	規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	規定文書類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。 提言事項の採否は、受審者の任意でよい。

6. 監査対象グループごとの監査結果

前述した4グループごとの監査結果は、夫々別個の報告書に編集したので参照していただきたい。いずれのグループにも「指摘事項」は観察されていない。

グループ	監査対象部門	監査報告書
(その1)	「室」部門 (品質保証室、安全技術室、業務管理室、経営企画室、広報・地域交流室)	W01064968号-1
(その2)	再処理事業部	W01064968号-2
(その3)	濃縮事業部	W01064968号-3
(その4)	埋設事業部	W01064968号-4

7. 監査のまとめ（総合所見）

一連の定期監査期間中に観察された状況を、総合的にまとめると次のとおりである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。

7.1 「指摘事項」は観察されない（全部門）

サンプリング方式を適用してエビデンスを閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部門にも「指摘事項」はなかった。すなわち、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が、前回の監査時点以降も維持・継続されていると見なせる。

なお、監査結果をより厳しく評価するために、今回の定期監査から3段階評価(第5節参照)を導入したこともあり、全体を通じて2件の「観察事項」を提示した。1件は、全社大の教育規程に基づいた教育システムの構築を先導する活動に係るものであり、他の1件は、法令に定めのない器材の校正管理に係るものである。精力的な改善対応を期待する。

7.2 品質保証活動のPDCA展開が維持・継続されている（全部門）

品質保証活動に限らず、何らかの実行行為を有効に推進するためにはPDCAを展開させることが求められる。初期の定期監査では、そのタイミングの点から、P(計画)及びD(実行)という部分的ステップに焦点を当てるが多かったが、通算3回目以降は、このたびの定期監査においても、C(監視評価)、A(改善)を含めた一連の展開状況を監査視点に定めた。

一般に、業務の中で経験したトラブル、不具合に対する是正又は予防を検討する過程、あるいは、当該経験に関係なく何らかの改善を図る過程で、PDCAが展開していく。その具体的な現れは、規定文書類の新規制定や改正である。今回の監査では、全ての部門を対象にしたわけではなく、また文書監査を適用しなかった部門もあるが、そのような状況の中でも、かなりの規定文書類の新規制定や改正が紹介されており、品質保証活動に係るPDCA展開が維持・継続されていると判断する。その原動力として、①トップ層/管理者層による不断のチャレンジと企画、ならびに、②それぞれの活動を牽引する(音頭を取る)事務局のリーダーシップが貢献していると感じる。

再処理事業部では、定期監査とは別個にロイドに委託された「品質マネジメントシステム文書の整備・再編成に係る監査」の結果として提言した事項のフォロー活動が計画的に推進されており、既に規定文書類への反映がなされた事例も出ている。なお、新規制定の中には、アクティブ試験という新しい段階に備えたタイムリーな規定化が含まれていることも特記しておく。

埋設事業部では、今年度の目標に「品質管理文書の適正化」が掲げられた。安定操業確保の一環として策定されたものであり、多大な業務負荷がかかると思われるが、PDCAの展開に係る埋設事業部全体の意識高揚に大きく貢献すると思われ、期待したい。

7.3 プロセス監査の結果は良好である。

前述したように、今回の定期監査から、新しい試みとしてのプロセス監査を導入した。仕事の流れに沿って縦系的に各種の単位業務を順次に実地監査するものであり、再処理事業部で5案件、濃縮事業部で4案件、埋設事業部で2案件についてプロセス監査を実施した。その対象分野は、工事実施、運転・試験、設計、分析業務、保修、設備点検、充てん業務など広い分野に及んでいる。いずれの監査結果も総じて良好であり、日常の業務プロセスが所定のルール／手順に従って適切に展開されていることを検証した。

7.4 品質保証活動として重要な事項に関する監査結果は良好である。

スタッフ的機能を担っている部門、あるいは格好のプロセス監査対象業務がない部門に対しては、表1 D項に基づいた監査(一般監査)を実施した。部門に応じて、①品質目標／事業部長レビュー、②教育・訓練、③不適合(システム不適合を含む)及び是正処置、④内部監査、⑤調達先管理、⑥品質記録、等から監査テーマを選択したが、一般監査を適用したいずれの部門においても品質システムは基本的に良好に機能していると判断できる。

品質目標に関しては、会社目標／事業部長目標との関連性や、達成度の定量化に留意した目標策定、ならびに中長期目標におけるマイルストーンの設定が浸透している。以前にも述べたが、使用帳票の統一と事務局部門による啓蒙が寄与していると思われる。

教育訓練は人材育成に不可欠である反面、管理者は負担を感じていることが多い。JNFLでは各事業部とも独自の方式に基づいて教育実施状況を的確に把握・管理することに努めていることを確認している。約半年前に全社大の教育規程が新規制定されたので、各事業部の方式との融和にも留意した全社大の教育管理システムが策定されるものと期待する。

内部品質監査にもPDCA展開が見られる。実態を的確に把握した上で品質システムを向上させるべく、抜き打ち監査の要素の取り込みを志向したり、今後、プロセス監査方式を併用することも検討されている。

7.5 幾つかの提言事項を提起した。有効活用していただきたい。

今回の定期監査の過程で、幾つかの部門に提言事項を提示した。提言事項の扱いは第5節に示したように、採否は受審者の任意でよいが、まず検討していただきたい。提言事項の中には、特定の受審部門以外にとっても参考になるものがあるので、意義が高いと思われるものを要約しておきたい。

- ①設計開始から竣工までに長期間を要する案件や、開発要素を含む(前例の無い)案件では、いわゆる懸案事項、仕懸かり事項、あるいは社内委員会等での指摘事項のリストアップとフォロー完結の可視化に特段の留意が望まれる。特に長期案件においては、該当する時期が来た時に的確に思い起こさせるための工夫に注力したい。

- ②開発要素を含む仕事においては、検討等の結論・結果だけでなく、それを導出した根拠(あるいは、試行錯誤の痕跡)を何らかの形で記述し、後続者(後輩を含む)に伝達していく工夫が望まれる。
- ③書類に押印される検印数が多いことが、かえって信頼感を損なうことがある。誰がどの範囲を確実に責任点検したのかを明確にする配慮(責任の所在の明確化)が望まれる。書類に記載・添付された各種の情報の存在を「承知した」ことを示す押印と、「責任を持って点検した」ことを示す押印は、区別されることが望ましい。
- ④チェックシートの活用は、点検漏れを防止するとともに、責任の所在を明確にする上で有効である。下位職(担当)から上位職へと順次回付されるチェックシートの場合、担当者級と部長級では点検範囲と点検視点がおのずと異なるはずであるので、チェックシート様式を計画する際に留意することが望まれる。

7.6 結言としての総括

- JNFL では改善策の一環として導入された諸制度が概ね定着し、品質システムが良好に機能していると評価できる。
- 前回の定期監査で提示した参考コメント(採否は受審者の任意)については、全て前向きにフォローされ、システム活動に反映されたことを確認した。対応を評価したい。
- 今回の定期監査で一部の部門に適用した「プロセス監査方式」は、品質システムが機能している状況を多面的な視点で評価できるという点で有効であった。今後とも監査の機会があれば一般監査との併用で企画することが望まれる。また、内部品質監査にも適用することを期待したい。
- 今回の定期監査では監査結果をより厳しく評価したこともあり、全体を通じて2件の「観察事項」を提示した。規定文書に定められている要求事項が必ずしも十分に満たされていないと判断したものであり、精力的な改善を期待したい。
- 以前にも言及したが、報道によれば、ある企業が「安全を守る。それは私の使命、我が社の使命」という宣言をしている。JNFL においては、同様の意識づけが先行していたわけであり、今後の展開を見守りたい。

以上